

# 屋根の克雪化を行う工事 費用の一部を補助します

町では、雪下ろしによる負担軽減及び危険防止を図るため、屋根の克雪化を行う工事費用の一部を補助します。

## 【対象となる建物】

- ・自ら居住する住宅（賃貸目的の集合住宅は対象外）
- ・店舗等併用住宅の場合、店舗等の床面積が延べ床面積の2分の1未満の住宅
- ・建物の所有者が申請者と異なる場合、所有者の同意が得られている住宅

## 【補助金の額（千円未満切捨て）】

- 融雪型克雪住宅（ ）は高齢者世帯
  - ・対象工事費の5分の1以内（4分の1以内）※補助金上限額1戸あたり60万円（75万円）
- 自然落雪型克雪住宅（ ）は高齢者世帯
  - ・対象工事費の5分の1以内（4分の1以内）※補助金上限額1戸あたり45万円（55万円）
- 雪下ろし型克雪住宅
  - ・対象工事費の2分の1以内※補助金上限額1戸あたり8万円

## 【対象となる工事の内容】

- ・融雪型克雪住宅の新築、増築若しくは改築工事に要する経費のうち、融雪のための措置に要する工事費。
  - ・現に存する住宅の屋根を改良して融雪型克雪住宅若しくは自然落雪型克雪住宅とする工事のうち、融雪のための措置及び自然落雪のために要する工事費。
- ※既に融雪のための措置又は自然落雪のための措置が講じられている住宅は対象となりません。

## 【対象要件】

- ・原則として積雪前に工事が完了となること。
- ・町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主に発注して行う工事
- ・町税の滞納がない方（世帯員含む）
- ・町内に住所を有する方または、工事完了に合わせ町内に住民登録を行う方
- ・対象工事が着手前であること。※交付決定前に工事に着手した場合は補助金の対象となりませんのでご注意ください。申請から交付決定までは1カ月程度かかりますので余裕をもって申請をしてください。
- ・この事業の利用は同一家屋及び同一世帯1回のみ
- ・融雪、落雪による近隣への影響がないことの誓約書が提出できること。

◇融雪型克雪住宅とは…屋根に熱エネルギー（電気、ガス、灯油、日照、外気等）の利用による融雪のための措置（温泉など地下水の解放利用を伴うものを除く。）を講じた住宅をいう。

◇自然落雪型克雪住宅とは…屋根に次に掲げるすべての措置を講じた住宅をいう。

- ・形状を切妻、片流れ又はこれに類する単純なものとする。
- ・勾配を10分の5.5（塗装等の処理により高い滑雪性を有すると認められる場合は10分の3.5＋小屋裏に熱が回る仕組みの場合は10分の3.0）以上とする。
- ・屋根葺き材を金属板とし、平葺き、一文字葺き、横葺き又はこれに類する突出部の少ないものとする。
- ・雪割の設置その他の方法により滑雪上支障となる棟部での雪のつながりを防ぐ構造とする。
- ・雪止め金物、煙突、屋根付小窓等、滑雪上支障となる突起物を屋根面に設置しない。

◇雪おろし型克雪住宅とは…命綱固定アンカー、雪止め金物の設置等、雪下ろし作業の安全性を確保するための措置を講じた住宅。

### 申請に必要な書類

山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付申請書（町HPよりダウンロードできます。）

世帯員全員が記載されている住民票及び外国人登録原票記載事項証明書※1

位置図、配置図、建物平面図

屋根の克雪化のための措置に関する施工計画図

見積書又は設計書の写し（工事費の内訳が分かるもの。）

建物及び工事箇所の現況写真

町税の納税証明書（生計を共にする世帯員を含む。）※1

家屋の所有が証明できる書類※1

克雪化により近隣へ被害を及ぼすおそれがないことの誓約書

※1…山ノ内町に住民登録のある方は、申請書の個人情報閲覧承諾欄への署名により住民票、納税証明書及び家屋の所有証明書類の提出を省略できます。



問い合わせ先

役場総務課企画係 電話：33-3111 有線：2031

E-mail:kikaku-zaisei@town.yamanouchi.nagano.jp

## 申請から補助金交付までの流れ

受付期間：令和3年4月1日（木）～令和3年10月29日（金）

- ① 必要書類の準備（申請者） 申請書に必要事項を記入し、上記の申請に必要な書類を用意してください。
- ② 申請書の提出（申請者⇒町） 役場総務課企画係まで提出してください。  
※郵送での受付は行っておりません。
- ③ 補助金の交付決定（町⇒申請者） 内容の審査を行い、補助金交付の可否及び金額を決定し、申請者へ通知します。※審査に時間がかかる場合がありますので、工事着工までに余裕を持って申請してください。
- ④ 対象工事の着手（申請者） 交付決定を受けた後、施工業者と契約し、工事に着手してください。※交付決定前に着手した工事は補助金対象外となります。
- ⑤ 実績報告書の提出（申請者⇒町） 工事が完了し、支払いが済みましたら工事完了30日以内に実績報告書を提出してください。※事業の目的から積雪前の完了を原則とします。  
提出書類：□実績報告書、□契約書の写し、  
□領収書の写し、□工事中・完了後の写真
- ⑥ 補助金の確定通知（町⇒申請者） 実績報告書の内容を審査し、補助金確定通知書により補助金確定額を通知します。
- ⑦ 請求書の提出（申請者⇒町） 補助金確定通知を確認のうえ、補助金請求書を提出してください。申請時に指定された口座に補助金を振り込みます。

◆事業内容に変更が生じる場合は、事業計画変更承認申請書を提出してください。